

安心して過ごさせる

「子ども集団の規模」を求めて

編集部



子どもにとって学童保育が必要な期間、通いつづけることのできる「毎日の生活の場」となるためには、子ども同士がお互いに知りあつて信頼関係を築くことができ、遊びや生活を共有できること。

■ 指導員が一人ひとりの子どもの状態を把握できて、信頼関係をつくることができること。

■ 子どもが生活する場所として、快適さを保てるような空間と環境が維持されていること。

■ 緊急時にまとまって行動することができ、全員の安全を守ることができること。

■ 必要です。これらを実現するには

「子どもが安全に安心して生活できる『集団の規模の上限』が守られていることが必須です。また、「保護者同士、保護者と指導員が十分に知りあえる集団の規模」という視点を持つことも大切です。

安心して関係を築ける「子ども集団の規模の上限」を超えた学童保育での生活は、大変過酷な状態です。国民生活センターが、二〇〇八年度に「学童保育の安全に関する調査研究」を行い、二〇〇九年に報告書を出しています。そこでは、「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出会い頭の事故やケガ、トラブルが多く発生している」こと、「指

導員がヒヤリ・ハットを把握する余裕がない状況も生まれている」こと、「児童数の多い施設で発生したケガ・事故は治療が長引く傾向にある」ことが指摘されています。

「支援の単位」についての 国の考え

国は、二〇一四年に厚生労働省令「放

課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「設備運営基準」)を公布し、これにもとづいて各市町村が条例(以下、基準条例)を定めました。また、国は「放課後児童クラブ運営指針」(以下「運営指針」)を策定しました。

「設備運営基準」第一〇条四項には、「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四〇人以下とする」と定められています。

「運営指針」の策定にあたって国が設けた「放課後児童クラブガイドラインの見直しに関する検討委員会」の報告書(二〇一三年二月)では、子ども集団の規模について、つぎのように指摘しています。

「児童の情緒面への配慮や安全性の

確保の観点から、どの程度の人数規模が望ましいのかという『子どもの視点』が重要」と述べたうえで、「児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて一つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね四〇人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要である」。

つまり、「支援の単位」とは、「子どもと指導員の独立した集団」をさした単語です。

そして「運営指針」では、この「支援の単位」を、「子どもが相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりを持つて生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」として、「おおむね四〇人以下」を定めました。これは、学童保育がその役割を果たすうえでの大前提と考えられます。

「おおむね」という記述や「設備運営基準」は参酌基準(参考にする基準)であること、「支援の単位」ごとに子ども所属を明確に区分し、専用の施設・設備を整えることなどの規定が十分であるなど、課題もありますが、「子どもの視点」から示された集団の規模という考えは、改善に向けた取り組みの際に活用していきたい点です。

なお、現在、学童保育への国の補助金は、基本的には、国と都道府県と市町村が各三分の一ずつの額を負担することになっています(これを「補助率三分の一」と言います)。

二〇一六年度以降、国は、「待機児童」が発生している地域や保育所の整備を進めている地域などを対象に、新たに学童保育を整備する場合の「施設整備費」の国庫補助率をかさあげしています(公設は国の補助率三分の二、民設は二分の一)。